

## 金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、  
金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査  
の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該  
報告を公表します。

令和7年3月21日

金沢市監査委員 西尾昭浩

金沢市監査委員 中村哲郎

金沢市監査委員 高誠

金沢市監査委員 源野和清

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象局等及び実施期間

監査の対象局等		実施期間
都市政策局	企画調整課、地域力再生課、広報広聴課、 交通政策課、国際交流課、東京事務所	令和6年7月12日 ～ 令和7年3月5日
文化スポーツ局	文化政策課、文化財保護課、歴史都市推進課、 スポーツ振興課、金沢マラソン推進課	
農林水産局	農業水産振興課、農業基盤整備課、 森林再生課、中央卸売市場事務局、 公設花き地方卸売市場事務局	
福祉健康局	健康政策課、福祉健康センター総務課、 介護保険課	
教育委員会	教育総務課、学校職員課、学校指導課、 市立工業高等学校、生涯学習課、 図書館総務課、学校教育センター	
農業委員会	事務局	

### 2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、高誠、源野和清

### 3 監査の対象範囲

令和5年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和6年度及びその他の年度の事務等を含む。）

### 4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

### 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

## 6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかつたが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

### 1 財産管理に関する事務

#### (1) 建物の管理状況

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

消防用設備等定期点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

【中央卸売市場事務局】